

社援発0331第48号
平成27年3月31日

各 { 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
関係団体の長
地方厚生(支)局長 } 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設及び社会福祉主事養成機関等に係る関係通知の改正等について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)が平成26年6月4日に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令(平成27年政令第128号)及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成27年厚生労働省令第55号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日に施行されることになっています。

これに伴い、これまで厚生労働省地方厚生(支)局で実施していた社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設及び社会福祉主事養成機関等の指定及び監督に係る事務並びに介護技術講習会の受理等に係る事務の一部については、平成27年4月1日からは都道府県において実施されることとなります。

このため、今般、別添1から3のとおり「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」(平成20年3月28日付け社援発第0328001号厚生労働省社会・援護局長通知)及び「社会福祉主事養成機関指導要領について」(平成12年3月31日付け社援第805号厚生省社会・援護局長通知)を改正するとともに、新たに「介護技術講習実施要領について」を定めたので、管内関係機関等に周知いただきますようお願いいたします。

なお、「社会福祉主事資格認定講習会取扱要領について」(平成12年3月31日付け社援第806号厚生省社会・援護局長通知)、「社会福祉主事養成機関等指定規則第6条に基づく報告書の提出について」(平22年3月25日付け社援第0325第15号厚生省社会・援護局長通知)及び「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正について」(平成16年10月19日付け社援発第0722004号厚生労働省社会・援護局長通知)は廃止します。

また、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知するものですので、御了知下さい。

○ 添付資料

- 別添1 社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について
- 別添2 社会福祉主事養成機関指導要領及び社会福祉主事資格認定講習会指導要領について
- 別添3 介護技術講習実施要領について